

南風原町社会福祉協議会  
傾聴ボランティア実施要綱

(目的)

1. 近年高齢者等の孤立が問題視されている中で、これらの方々に傾聴ボランティアを実施することにより、孤独感や不安感を軽減させ、もって高齢者等の福祉の増進を図ることを目的に実施する。

(資格)

2. この要綱において「傾聴ボランティア」とは、南風原町社会福祉協議会（以下「社協」という）の傾聴ボランティア台帳に登録した者をいう。

(社協の役割)

3. 社協は、目的達成のため傾聴ボランティア台帳を整備し、社協内で把握している高齢者世帯で、傾聴ボランティアの派遣が望ましいと判断される高齢者に応じて、傾聴ボランティアとのコーディネートを行う。
4. 社協は台帳に登録した傾聴ボランティアに対し、登録証を交付する。

(傾聴ボランティアの登録等)

5. 傾聴ボランティア活動を希望する者は、別紙様式1により社協会長（以下「会長」という）に台帳への登録を申し込む。
6. 傾聴ボランティアは、申し込み事項に変更が生じたとき、または申し込みの解除を求めるときは、登録証の返還とともに会長に届け出る。
7. この要綱の定めに対し、逸脱した行為があると認められる場合は、会長は登録を取り消すことができる。

(傾聴ボランティアの活動等)

8. 傾聴ボランティアの活動内容は、社協のコーディネートにより、町内高齢者宅において、見守りや話し相手となることとする。この場合において、最低限の日常生活に関する事項を除き、次に掲げる事項は行わないものとする。
  - (1) 対象者の属する世帯の生産活動に関すること
  - (2) 対象者の属する世帯の家事に関すること
  - (3) 対象者の身体的介助に関すること
  - (4) その他目的に合致しないこと
9. 傾聴ボランティアは、傾聴ボランティア活動で知り得た利用者の状況等を外部に洩らしてはならない。
10. 傾聴ボランティアは、活動中は常に社協から交付を受けた登録証を着用し活動する。

- 1 1. 傾聴ボランティアは、その活動を行った場合は別紙様式 2 を社協に提出する。
- 1 2. 傾聴ボランティアの活動は、無報酬とする。

(活動時間等)

- 1 3. 傾聴ボランティアの派遣は、土日祝日を除き、午前 10 時～17 時の間で 1 時間程度とする。

(傾聴ボランティアの禁止行為)

- 1 4. 傾聴ボランティアは、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 活動中に知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること
  - (2) 金銭及び物品を授受すること
  - (3) 物品の斡旋又は販売すること
  - (4) 寄附を求め、又は受ける行為をすること
  - (5) 政治活動又は宗教活動をすること
  - (6) その他傾聴ボランティアとしてふさわしくない行為をすること

(事故等)

- 1 5. 傾聴ボランティアは、活動中に事故が発生した場合は、直ちに社協へ報告しなければならない。

(ボランティア活動保険への加入)

- 1 6. 傾聴ボランティア台帳の登録者について、社協はボランティア活動保険に加入する。

(その他)

- 1 7. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 傾聴ボランティア台帳登録申込（変更）書

ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女
生年月日			
住所	(〒      -      )		
連絡先			
活動希望日 等	<input type="checkbox"/> 月 (      ) 回	希望時間	時～
	<input type="checkbox"/> 週 (      ) 回		時
	※ 希望する曜日：(      ) 曜日 土日祝日除く		
備考 (資格・経験等)			

